

埋葬料(費)支給申請の注意点

	被保険者が亡くなられたとき			被扶養者が亡くなられたとき
申請できる方	①被扶養者	②被扶養者以外の生計を維持されていたご家族	③実際に埋葬を行った方	④被保険者
支給額	5万円 (埋葬料)	5万円 (埋葬料)	5万円の範囲内で埋葬の費用 (埋葬費)	5万円 (家族埋葬料)
お亡くなりになったことの確認	次のいずれかの書類を添付してください。 ・市町村の埋葬許可証または火葬許可証の写し ・死亡診断書、死体検案書または検視調書の写し ・埋葬料(費)請求書の事業主証明欄			
その他の確認事項の有無	なし	添付書類必要 (注1)	添付書類必要 (注2)	なし

下記2点の書類を添付のうえ提出してください。

- ①申請者の住民票(原本/続柄が記載されている世帯全員のもの)
- ②亡くなられた方の住民票の除票(原本)

(注1)被扶養者以外の同居されていたご家族が申請される場合は、住民票(亡くなった被保険者の死亡日及び被保険者と申請者の氏名が記載されているもの)を添付してください。
市区町村によって、「住民票1通」で確認できる場合と被保険者の「除票の住民票」と申請者の「住民票」の両方が必要な場合があります。

交付を受ける前に、市区町村役場に確認をしてから交付申請をしてください。(交付を受けた際には、住民票に亡くなった被保険者の死亡日の記載があること、被保険者と申請者の氏名が記載されていることを確認してください。)

尚、戸籍謄本では住民票の代わりとはなりませんので、ご注意ください。

また、住民票はマイナンバーの記載がない原本を添付してください。

上記に対して、被扶養者以外の別居されていたご家族が埋葬料を申請される場合は、生計維持を確認できる書類(定期的な仕送りの事実のわかる預金通帳や現金書留の封筒の写し、亡くなられた被保険者が申請者の公共料金等を支払ったことがわかる領収書の写し等)を添付してください。

生計維持を確認できる書類がない場合は、埋葬費の請求となります。

(注2)埋葬費用の領収書の原本と明細書を添付してください。

領収書につきましては、支払った方のフルネームが記載されている領収書の原本を添付願います。

(領収書の原本と明細書は支給決定後、返却いたします)

また、埋葬に要した費用の明細書につきましても必ず添付願います。

生計を維持されていた方とは

「生計を維持されていた方」とは、被保険者によって生計の全部または一部を維持されている方であって、民法上の親族や遺族であることは問われません。また、被保険者が世帯主であるか、同一世帯であるかも問われません。

実際に埋葬に要した費用とは

「実際に埋葬に要した費用」とは、霊柩車代、霊柩運搬代、霊前供物代、火葬料、僧侶の謝礼等が対象となります。

資格喪失後の埋葬料(費)

被保険者がその資格喪失後に亡くなり、「次ぎのいずれか」に該当する場合は、埋葬料または埋葬費が支給されます。

- 1.被保険者だった方が、資格喪失後3ヵ月以内に亡くなったとき
- 2.被保険者だった方が、資格喪失後の傷病手当金または出産手当金の継続給付を受けている間に亡くなったとき
- 3.被保険者だった方が、2の継続給付を受けなくなってから3ヵ月以内に亡くなったとき